

日本ソフトテニス連盟

- ・指導基本規程
- ・指導基本規程違反救済申立処理委員会及び
指導基本規程違反救済審査委員会規程

平成 25 年 12 月 1 日

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

【 目 次 】

1. 指導基本規程 -----	1~6
2. 指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反 救済審査委員会規程 -----	7~19
3. 指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反 救済審査委員会規程解説-----	20~27
4. 救済申立処理委員会記録（用紙）-----	28~35

日本ソフトテニス連盟指導基本規程

「前文」

この規程は、日本ソフトテニス連盟及びこれに加盟する傘下団体並びに加盟者が、ソフトテニスに関する活動に際して、個人の人格の尊厳を確立し、これに基づきソフトテニス活動に関する参加者の人格及び技能の最大限に発達させることをはかり、その能力が公平に發揮できることを確保し、以ってソフトテニス並びに日本ソフトテニス連盟とその傘下団体及び加盟者の能力の発展を期して定めるものである。

すべて人は、生まれながらにして平等に個人としての尊厳を有し、社会的に文化的生活を公平に保障されている。

およそスポーツは、文化的な生活に必要な健全なレクリエーションであり、その機会を全ての人に公平に提供されなければならず、また心身を健やかに育てる教育の一貫としてその貴重な使命を承継してきている。

しかるに近時スポーツ界において、選手の個人の尊厳を侵害し、選手を隸属化しているかの如き不祥事が多々見られることは、真に遺憾な事態であり、社会はスポーツ組織とスポーツ指導者に初心に立ち返ってスポーツの真価を守り、これを発展させることを求めている。

これらの発生する遠因は、従来我が国においては教育ないし指導を指導者と指導を受ける者との関係を「命令と服従」とすることにより個人の人格が軽視ないし無視されることを見過してきた重大な欠陥にあり、さらに近時はアマチュアスポーツで獲得する成果がプロスポーツの登竜門の如く評価され商業化に影響されていることを直視しなければならない。

スポーツをレクリエーションないし教育手段として普及することをはかり、多くの人々がその利益を享受し、それぞれの能力を高上させことに貢献すると共に、そのスポーツ自体の発展させて後世に承継させるためには、有効かつ公平な組織活動と適切かつ公平な指導者とその活動を得なければならない。上記の不祥事の続発は、個々の指導者のみならず各スポーツ組織に組織の運営と指導者の養成に真摯な反省と対策の必要を示している。

個人の尊厳の確立と平等の原則、健全なレクリエーションの普及、教育はこれらに基いて個人の能力の最大限に発達できる環境を整えなければならないことは、世界人権宣言および児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の基本的精神に則るものであり、普遍の原理である。

われわれ日本ソフトテニス連盟においては、この普遍の原理に則り、日本及び世界のソフトテニスの普及と発展を期さなければならないことを確認してこの規程を定める。

「定義」

この規程における用語の定義を下記のとおり定める。

組織—日本ソフトテニス連盟

日本ソフトテニス連盟の各都道府県ソフトテニス連盟支部、その他日本学生ソフトテニス連盟支部（以下「学連支部」と略記する）など日本ソフトテニス連盟が現在および将来支部として設置する組織

団体—日本ソフトテニス連盟、およびその各支部に加盟登録する団体および日本ソフト連盟ないし各都道府県ソフトテニス連盟の主催する大会に参加する団体（チーム、学校、企業を含む）

役員—名称の如何を問わず、日本ソフトテニス連盟、その支部、これらの傘下の組織、団体の役職にある者

指導者—日本ソフトテニス連盟及びその支部、これらに登録する会員を持つ傘下の団体、それらに加盟する組織とチームにおいて、ソフトテニスの技術を指導する者

代表選手—各組織、各団体が選抜して、日本ソフトテニス連盟又はその傘下の組織、およびアジアソフトテニス連盟、世界ソフトテニス連盟のいずれかの開催する大会に出場する選手

選手—日本ソフトテニス連盟又はその傘下の組織、団体に参加してソフトテニスを行う者及びこれらの組織および団体に所属する指導者の指導を受ける者

第1条（指導と組織活動における個人の人格の尊重と公平の原則）

すべての組織及びその役員並びに指導者は、その活動を行うにあたり選手及び代表選手の人格を尊重し、その処遇において公平を期さなければならない。

第2条（差別の禁止および差別の排除）

選手および代表選手など日本ソフトテニス連盟の傘下の組織および団体でソフトテニスの指導を受ける者は、男女の性別、国籍、出身、信条などにより合理的理由のない如何なる差別も受けない。

日本ソフトテニス連盟およびその傘下のすべての組織並びに団体の役員および指導者は、その組織の活動、ソフトテニスの指導において、上記の如何なる差別もしてはならず、またすべての活動において差別が生ずることを除去するように努めなければならない。

第3条（指導の原則と隸属の禁止）

指導は、すべての選手、代表選手など指導を受ける者が自主的に自己の能力を発達させる努力を援助するものでなければならない。

第4条（命令および隸属の禁止）

組織、役員、指導者は、選手、代表選手など指導を受ける者に対して命令に服することを求めてはならず、選手および代表選手を隸属させることがあつてはならない。

第5条（組織構成の開示）

日本ソフトテニス連盟に加盟ないし登録するすべての組織および団体は、その組織構成につき、それぞれの参加者が公平な権利義務を有するものとしなければならず、基本事項を書面に作成し、これを常時閲覧できる状態において公開しなければならない。

第6条（指導および代表選手選抜における機会均等の原則）

- 1 すべての組織、団体および指導者は、選手および代表選手の指導、代表選手の選抜について公平を旨としなければならず、指導を受ける者に対して、指導を受けることおよび代表選手の選抜を受けることにおいて均等の機会を保障しなければならない。
- 2 すべての組織、団体は、その指導者、選手、代表選手について、それぞれの権利義務、指導ないし練習内容、代表選手選抜方法などの基本事項を予め書面にして開示しなければならない。

第7条（意見陳述の権利）

- 1 すべての選手及び代表選手は、第2条及び第3条の規程によって公開された事項について、自己の意見を組織ないし指導者に対して口頭または書面で主張することができる。
- 2 本条に基づく意見の陳述を受けた組織又は指導者は、相当期間内に口頭又は書面により回答しなければならず、書面による意見の陳述に対しては書面による回答をしなければならない。
- 3 本条による意見の陳述をした者は、意見を陳述したことによる一切の不利益を受けない。

第8条（未成年者および18才未満者の意見陳述）

第7条に定める意見の陳述は、未成年者も自らこれをすることができる。未成年者が第7条に定める意見の陳述をするにあたり、必要なときは法定保護者が未成年者に代わりこれをすることができる。

18才未満の者は保護者のみなら何人を問わず成年者の助力を得ることができる。

第9条（体罰、あらゆるハラスメントの禁止）

役員、指導者は、選手及び代表選手などその役員及び指導者の影響を受ける環境でソフトテニスを行うものに対して、如何なる体罰も加えては

ならず、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど一切のハラスメントをしてはならない。

18才未満の者が上記の定めに違反した被害を受けている事実を現認した者は、その被害の防止に努め、かつその事実を違反者が所属する組織ないし団体に通報しなければならない。

第10条（個人的使役その他奉仕の禁止）

役員及び指導者は、選手、代表選手などその指導のもとにソフトテニス活動を行う者に対して、名目の如何を問わず私生活の役に就かせ、または私的に如何なる奉仕も受けてはならない。

第11条（組織及び役員の監理義務）

- 1 すべての組織およびその役員と指導者は、その組織の役員及び指導者が本規定を遵守することを監理する義務を有し、本規程に違反する事実を現認し、または通報を受けたときは、速やかにその所属する組織にこれを報告しなければならない。
- 2 すべての組織、団体およびその役員と指導者は、その組織または団体のソフトテニス活動において選手、代表選手などソフトテニスを行いました競技を行うに際して、役員および指導者以外の者から第1条、第2条および第9条に違反して被害を受けている者を現認したときは、その違反行為の除去に努めるとともに、その事実を所属する組織または団体に通報しなければならない。
- 3 本条2項の通報を受けた組織および団体は、その活動に当該違反者が参加することを排除しなければならない。

第12条（救済機関の設置）

日本ソフトテニス連盟の各支部は、日本ソフトテニス連盟が別に定める「指導基本規程違反救済申立処理委員会規程」(以下「救済申立処理委員会規程」と略記する)にしたがって、本規程に違反した事実により被害を受けた者、代表選手など、ソフトテニスの指導を受けている者、ソフトテニスの活動をしている者が、被害の救済を求めることができる機関として「救済申立処理委員会」を設置、運用しなければならない。

各支部に設置する「救済申立処理委員会」は、上記の申立および第三者による本規程違反の事実の申告を受けて必要な調査をなし、調査を遂げたときはその支部長が取るべき相当の処置を支部長に勧告する。

この勧告を受けた支部長は、同規程に定める処置をとらなければならぬ。

第13条（日本ソフトテニス連盟の「指導基本規程違反救済審査委員会」）

日本ソフトテニス連盟は、第10条の定めるところにより各支部が執つた処置に対する不服申立を審査する「指導基本規程違反救済審査委員会」（以下「救済審査委員会」と略記する）を設置する。

日本ソフトテニス連盟の「救済審査委員会」は、救済申立処理委員会規程の定めるところにより、各支部の本規程違反に対する処置に対する不服申立を受理し、その適否を審査するほか、同規程に定める特にこの委員会が管轄する事案を審査し処分する。

各支部の当該事案についての処置は、日本ソフトテニス連盟の「救済申立審査委員会」の決定に反する範囲において効力を失う。

第14条（本規程違反による被害救済の申立）

- 1 すべての日本ソフトテニス連盟及びその支部の傘下にある組織と団体においてソフトテニス活動を行う者及び日本ソフトテニス連盟及びその支部に所属する指導者の指導を受ける者は、それらの組織、役員、指導者による本規程違反により被害を受けたときは、その組織、役員、指導者が所属する各支部に対して、日本ソフトテニス連盟の定める救済申立処理委員会規程に基づいて、その被害の救済を申立てることができる。
- 2 本規程の定めに反して被害を受けている者が18才未満であるときは、何人もその救済申立をすることができる。
- 3 本条の定めるところにより救済の申立をした者及び申立をされた相手方が、その申立を受けた各支部の処分および処置について不服があるときは日本ソフトテニス連盟に対して不服の申立をすることができる。
- 4 救済の申立並びに不服の申立に関する手続および処分は救済申立処理委員会規程に定める。

第15条（本規程違反者の排除）

- 1 本規程に違反して「救済申立処理委員会規程」により役員活動または指導活動から排除する処分を受けた者は、その処分の定める期間内は日本ソフトテニス連盟に加盟する組織および団体並びに日本ソフトテニス連盟が加盟する国際組織の活動に参加することができず、またこれらの活動の参加者に対してソフトテニスの指導をすることができない。
- 2 日本ソフトテニス連盟並びにその各支部、これらの傘下の組織および団体は、本規程に違反して救済申立処理委員会規程によって役員活動または指導活動から排除する処分を受けた者を、その処分で定める期間内はあらゆる役員活動および指導活動から排除しなければならない。
- 3 日本ソフトテニス連盟並びにその各支部、これらの傘下の組織および団体に所属する者は、この規程に違反して救済申立処理委員会規程により

役員および指導者としての活動から排除された者の指導を受けてはならない。

- 4 日本ソフトテニス連盟並びにその支部は、本条の定めに違反した者に対して救済申立処理委員会規程の定めるところにより必要な処分をする。

附 則

第16条（効力の発生）

この規程は、平成26年4月1日から効力を生ずるものとする。

ただし、日本ソフトテニス連盟およびその各支部は、平成26年3月31日までに別に定める救済申立処理委員会規程に基づき、本規程を実施するために必要な委員の人選その他準備を完了しなければならない。

第17条（効力発生前の実質的違反事実）

日本ソフトテニス連盟並びにその支部およびその傘下にある組織並びに団体は、役員および指導者を選任するにあたりこの規程の効力発生前5年間に実質的に発生した本規程に違反した事案の有無を考慮して善処しなければならない。

指導基本規程違反救済申立処理委員会
及び指導基本規程違反救済審査委員会規程

この規程は、日本ソフトテニス連盟が別に定める「日本ソフトテニス連盟指導基本規程」(以下「指導基本規程」と略記す)違反により生じた被害を救済し、アスリートと当連盟の組織の尊厳を守るために違反者に対する必要な処分をすることを定めるために制定する(以下「救済申立処理委員会規程及び指導基本規程違反救済審査委員会規程」と記す)。

第1条(「指導基本規程違反救済申立処理委員会」及び「指導基本規程救済審査委員会」の設置)

- 1 日本ソフトテニス連盟は、本部内に「指導基本規程違反救済審査委員会」(以下「救済審査委員会」と略記す)を設置する。
- 2 日本ソフトテニス連盟の各支部は、その支部の主たる事務所内に「指導基本規程違反救済申立処理委員会(以下「救済申立処理委員会」と略記す)」を設置する。

第2条(職務及び管轄)

- 1-1 日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会は、各支部の設置する救済申立処理委員会の決定に対する申立人及び相手方の不服申立を受理し、その処置の是非を調査し、その調査結果に応じて相当と認められる処分を決定し、会長に対してその決定に応じた処置をとることを勧告する。ただし、この処分の決定に至る経過において、当事者の調停を行い、また必要な勧告をすることができる。

各支部の救済申立処理委員会の決定および支部の処置は、救済審査委員会の決定に反する範囲において効力を失う。

- 1-2 日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会は、日本ソフトテニス連盟が国際大会に派遣する代表選手、代表選手候補として強化練習に参加する選手および役員に対して発生した「指導基本規程」違反についての救済申立および申告事案を受理し、必要な調査を行い、この規程に定める処分を行う。ただし、この処分に至る過程において、当事者の調停を行い、また必要な勧告をすることができる。

1-3 現認事案の立件

日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会は、指導基本規程に違反する事実を現認したときは、その事実を該当する各支部に通知して立件することを求め、または自らこれを立件して本規程による処分を行うことができる。

- 2 各支部の設置する救済申立処理委員会は、その支部の管轄地域内で発生

し、またはその地域内に居住する申立人の「指導基本規程」違反の救済の申立および申告を受理し、また申立および申告がなくても指導基本規程に違反する事実の発生を現認してその事案が重要と認められるときは自ら立件して下記の事項の職務を行う。

①調査 申立を受けた事案について、申立人及び相手方の主張を聴取し、その事実関係の真否を調査する。

当事者双方は、当委員会の調査に協力しなければならない。

②調停 当事者双方に対して当該申立事案の被害に対処する善後処置を調停する。

③勧告 必要に応じて下記の事項について勧告を行う。

○事案の調査および審議中に、被害ないし紛議の拡大を防ぐため、当事者が取るべき暫定的な処置

○解決する和解案を作成して当事者に勧告

④処分 その申立事案につき調査し、調査を遂げたときはこの規定の定めるところにより相当の処分を決定し、これを申立人及び相手方に通知し、支部長にその決定に従った処置をとることを勧告する。

3 救済申立の事案が、指導基本規程違反の事実が複数の都道府県支部に所属する役員又は指導者により発生しているものであるとき又はその被害者が複数の支部に属するときは、申立を受けた救済申立処理委員会は、日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会に対して、その申立の担当委員会の指定を求め、その指定を受けた支部の救済処理委員会がこれを担当するものとする。

4 各支部の救済申立処理委員会は、申立を受けた事案がその支部の範囲を超えた広範囲に影響を生ずる事案であるとき、その他日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会が直接処置することが適切であると思料する相当の理由のあるときは、当該申立を日本テニス連盟の救済審査委員会に送致することができる。

この送致を受けた日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会は、送致の理由を判断して、送致を相当と認めるときは当該送致を受理し、不相当と判断したときは送致した委員会に回付する。

第3条（救済の申立）

1-1 日本ソフトテニス連盟及びその各支部及びそれらの傘下のソフトテニスの組織ないし団体に加盟している者並びにこれらの加盟者であるソフトテニス指導者の指導を受ける者は、その団体の役員及び

ソフトテニスの指導者が「指導基本規程」の定めに違反したときは、その違反により受けた被害について、または被害を受けることが明らかなときは将来発生することが予測される被害について、その違反事実が発生しあるいはその被害を受ける者が居住する各支部または違反者が居住する支部にその救済を申立てができる。

- 1 - 2 役員および指導者の「指導基本規程」違反による被害者が、日本ソフトテニス連盟が国際大会に派遣する代表選手ないし代表選手候補として強化練習に参加する者であるときは、上記の支部のほか選択的に日本ソフトテニス連盟にその救済の申立をすることができる。

「指導基本規程」違反の事実が日本ソフトテニス連盟の主催する代表選手の強化練習および国際大会参加中に発生した事案の救済は、日本ソフトテニス連盟に申立てるものとする。

- 2 「指導基本規程」違反による被害を受ける者の年齢が18才未満であるときは、何人もその救済の申立をすることができる。
- 3 この規程による救済の申立は、日本ソフトテニス連盟の各支部または各支部が指定する者（指導基本規程普及委員）に書面により申立人および関係者の住所氏名及び違反事実を明記して提出しなければならない。

ただし、18才未満の者が自ら申立てるときは、上記各支部または各支部が指定する者（指導基本規程普及委員）に対して口頭で申立てることができる。

第4条（違反事案の申告）

- 1 何人も、ソフトテニスの指導において「指導基本規程」に違反する事実があることを現認したときは、その事実が生じている支部またはその指定する者（指導基本規程普及委員）にその事実を申告して善処を求めることができる。
- 2 何人も、18才未満の者が「指導基本規程」の違反事案において被害を受けまたは被害を受けるおそれがあるとことを現認したときは、前項記載の申告をして善処を求めるなければならない。
- 3 「指導基本規程」違反による被害を受ける者が、日本ソフトテニス連盟が国際大会に派遣する代表選手、代表選手候補として強化練習に参加しているものであるときは、前2項に定める申告を日本ソフトテニス連盟に申告するものとする。
- 4 前3項による申告を受けた日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会および各支部の救済申立処理委員会は、その事実の真否を調査し、必要と認

めるときは事案を申立に準じて立件する。ただし、立件に際して申告者が書面により匿名を希望するときは、「匿名の申告による立件」であることを表記し、記録においても申告者名を秘匿しなければならない。

第5条（「救済審査委員会」の組織及び会議）

1 日本ソフトテニス連盟は、「指導基本規程違反救済審査委員会」を下記の構成で設置し運用する。

委員の選任　　日本ソフトテニス連盟会長が指名して選任する。

委員数および構成

委員数　　5名

構成　　委員の構成は下記のとおりとする。

第三者委員（連盟役員及び現役代表選手以外の者）

3名

連盟役員（連盟の理事または評議員の職にある者）　1名

現役代表選手（就任時）　1名

委員長　　1名

委員の内から会長が指名して委嘱する。

副委員長　1名

委員の内から会長が指名して委嘱する。

2 委員の任期

委員の任期は、選任された日から4年間とする。

ただし、この規程が発効して最初に選任された委員の任期は、選任された日から4年を経過した後の3月31日までとする。

再任を重ねること及び任期中に辞任することを妨げない。

3 委員会の開催及び議事

委員会の招集　　委員会は委員長が招集する。

委員長は、委員会の招集にあたり、各委員に対して招集日の2週間以前に議題を明示して書面による召集通知を出さなければならない。

委員会の開催

定例委員会　　毎年1回4月中の会長が指定する日

臨時委員会　　この規程の効力が発生し、委員会が構成された後二ヶ月以内及び必要に応じて委員長が召集する。

委員会の議事　　委員会は、委員長が議長として議事を進行し、委員長に故障のあるときは副委員長がその職務を代行する。

公開の原則　　委員会の議事は公開とする。ただし、救済申立人また

は相手方が非公開とすることを求めたときおよび委員長が必要と認めたときは非公開にすることができる。

委員会の議決 委員会は、審議を尽して全会一致で議決することを原則とする。

ただし、議論を尽してもその意見が一致せず、且つ速やかに議決する必要があるときは出席委員の多数決により議を決するものとし、賛否同数のときは議長がこれを決する。

4 議事の記録 委員会の議事は書面による記録に作成し、出席委員がその内容を確認して署名捺印する。

議事を非公開とした部分についての議事録は公開しない。

5 秘密遵守義務 委員は、非公開にした委員会の議事および非公開とした議事録の内容について秘密を遵守しなければならない。

第6条（「救済申立処理委員会」の組織および会議）

1 日本ソフトテニス連盟の各支部は、「指導基本規程違反救済申立処理委員会」を下記の構成で設置し、これを運用する。

委員の選任 委員は支部長が指名して選任する。

委員数および構成

委員数 3名ないし5名以内

構 成 委員には少なくとも下記の者を含まなければならない。

第三者（連盟支部役員及び現役選手以外の者） 委員 1名

支部役員（連盟支部の役員） 1名

各支部代表選手経験者 1名

（3名以上の場合は支部役員以外の者を選任する）

委員長 1名

委員の内から支部長が指名して委嘱する。

副委員長 1名

委員の内から支部長が指名して委嘱する。

2 委員の任期選任された日から4年間とする。

ただし、この規程が発効して最初に選任された委員の任期は、選任された日から4年を経過した後の3月31日とする。

3 委員会の開催および議事

- 委員会の招集は委員長がこれを行う。
- 定例委員会 每年4月の支部長が指定する日
- 臨時委員会 この規程が発効して最初に委員が選任された二ヶ月以内の日から支部長が指定する日および必要に応じて委員長が召集する。

委員会の招集通知

委員会の招集は、少なくともその開催の日から一週間以前に、議題を明記した書面を発送して通知しなければならない。

- 委員会の議事 委員長が議長として議事を進行し、委員長に故障のあるときは副委員長がこれを代行する。

- 公開の原則 委員会の議事は公開とする。ただし救済申立人が非公開とすることを求めたときおよび委員長が必要と認めたときは非公開とすることができます。

直接審議および意見陳述の機会の保障

委員会は、申立人および相手方の出頭を求めて、直接事実関係について事情を聴取しなければならない。

委員会は、申立人に対して相手方を同席させずに意見を述べる機会を与えなければならない。

委員長は、意見を述べる者および事情聴取を受ける者が委員会に出頭が困難なときおよび当事者が18才未満の者であるときは、委員長自らまたは第三者委員がその所在地に赴いて聴取する処置をとらなければならない。ただし、18才未満の当事者が自ら委員会に出頭して意見を述べることを妨げない。

- 委員会の議決 委員会は、審議を尽して全会一致で議決することを原則とする。

ただし、審議を尽しても意見が一致に至せず、かつ速やかに議決する必要があるときは多数決により議を決するものとし、賛否同数のときは議長がこれを決する。

- 4 議事の記録 委員会の議事は書面による記録に作成し、出席委員がその内容を確認して署名捺印する。

議事を非公開とした部分についての議事録は公開しない。

- 5 記録の保存 委員会は、立てした事案の議事記録および資料を一件記

録として最終委員会の日から 10 年間保存しなければならない。

6 秘密遵守義務

委員は、非公開とした委員会の議事および非公開とした議事録の内容について秘密を遵守しなければならない。

第 7 条（指導基本規程普及委員）

- 1 各支部は、指導基本規程の普及と同規程違反による救済申立および違反事実申告の相談に応じるために指導基本規程普及委員（以下「基本規程普及委員」と記す）を選任する。
- 2 基本規程普及委員は、指導基本規程の趣旨の普及に努め、これに違反する事案の救済申立および申告の相談に応じ、相談者が救済の申立または違反事案の申告をするときはこれを各支部に取り次ぐものとする。
- 3 各支部は、ソフトテニス人口および交通機関の普及など救済申立人および違反事実申告者の便宜を考慮してその管轄地域を東西南北に 4 分して、その各地域に 1 名以上普及委員を選任するものとする。
- 4 基本規程普及委員の任期は 4 年とする。ただし再任を重ねることを妨げない。

第 8 条（救済申立処理委員会の処分）

各支部の設置する救済申立処理委員会は、立てた事案の調査を遂げたときは下記のいずれかの処分を決定する。

1 役員または指導者としての活動停止

役員または指導者として 1 年以上 10 年以下の期間を定めて活動を排除する。

この処分を受けた者は、その定められた期間は日本ソフトテニス連盟およびその支部が主催、共催または後援するすべての大会競技会等に参加する団体の役員に就任し、またはソフトテニスの指導をしてはならない。

2 自主譴責の勧告

指導基本規程の違反者に対して、その違反により被害を受けたものに対して陳謝し、1 年以内の期間を定めて役員活動および指導者としての活動を自粛することを勧告する。

3 厳重注意

指導基本規程の違反者に対して、その違反事実を指摘して、今後 10 年以内に違反の事案を再発させたときは上記 1 または 2 の処分を受けることになることを警告して厳重に注意する。

4 指導

指導基本規程違反者に支部に出頭を求めて処分の決定書面を交付し、さらに委員長が口頭で指導する。なお相当と認めるときは違反者が指導者であるときはその指導現場に委員長が赴いて指導することができる。

5 不処分

調査の結果、申立および申告により立件した事案が指導基本規程に違反していると認定できないとき、違反事実が軽微であるとき、または情状により特に処分の必要を認めないときは「不処分」の決定をする。

6 緊急処置

救済の申立を受けた救済申立処理委員会は、違反の事実が顕著であり、かつ違反による被害が重大であるときは、その審理中においても当事者に対して緊急処置としてその被害を防止するために必要な処置を勧告することができる。ただし、この処分をするときは、その処分を受ける者に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

この処置は上記の1ないし5の処分がなされたときは効力を失う。

第9条（救済申立処理委員会の処分の通知および勧告）

1 処分を決定した委員会の委員長は、その処分を支部長に書面により通知し、その決定に基づく処置を執ることを勧告しなければならない。

2 前項の通知を受けた支部長は、その通知を受けた日から1ヶ月以内に委員会の決定を理事会にはかり、その承認を受けたときは勧告を受けた処分をしなければならない。

3 理事会が救済申立処理委員会の決定を承認しないときは、支部長はその旨理事会の意見を添えて救済申立処理委員会に通知する。

この通知を受けた救済申立処理委員会は、処分を再審議し、その結果を救済申立処理委員会の最終決定として支部長に通知および勧告する。

救済申立処理委員会の再審議した最終決定の勧告を受けた支部長は、速やかにその勧告の趣旨の処置をしなければならない。

4 本条に定める通知には、第10条に定める不服申立の手続があることを添書しなければならない。

第10条（不服の申立）

1 支部長の処分の決定を受けた申立人および相手方は、日本ソフトテニス連盟の設置する救済審査委員会に不服の申立をすることができる。

2 この不服申立は、通知を受けた日の翌日から2週間以内に支部に不服

を申立てる趣旨を明記した書面を提出しなければならない。

ただし、不服を申立てる者が18才未満であるときは、支部またはその支部の選任する普及委員に口頭で申立てができる。18才未満の不服申立人から口頭による不服申立を受けた普及委員は、その申立を聴取し、不服申立聴取書を作成して支部に提出しなければならない。

- 3 本条による不服申立を受けた各支部の救済申立処理委員会は、その申立を受けた日の翌日から2週間以内に不服申立書またはこれに代わる不服申立聴取書を、一件記録の写しを添えて日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会に送致しなければならない。

第11条（救済審査委員会の処理）

1 審議

救済審査委員会は、各支部の救済申立処理委員会から第10条に定める不服申立の送致を受けた日から1ヶ月以内に委員会を開催して事案の審議を開始するものとする。

第3条1-2の定めにより救済審査委員会が直接救済の申立を受ける事案についても同様とする。

2 調査および調査の委嘱

委員会は、不服申立処理委員会から送致を受けた事案および直接救済の申立を受けた事案について、必要に応じて自ら事実関係を調査し、また各支部の救済申立処理委員会に調査を委嘱することができる。

この調査の嘱託を受けた支部の救済申立処理委員会は、救済審査委員会に協力しなければならない。

3 直接意見陳述の機会の保障

委員会は、当事者が直接委員会に出頭して意見を述べることを希望するときは、その機会を与えなければならない。

委員会に直接意見を述べることを希望する当事者が18才未満であり、かつその者が委員会に出頭することが困難であるときは、委員長は自らまたは委員のうちの第三者委員を指名してその意見陳述希望者の住居地に赴かせて意見を聴取しなければならない。

4 処分

委員会は、調査および審議を遂げたときは下記の処分を行う。

①救済申立処理委員会の処分の全部または一部の取消

②救済審査委員会の処分

救済審査委員会の処分の種類および内容は第8条に定めるところ

を準用する。

③不服申立の却下

不服申立の理由が認められず、当該救済申立処理委員会の処分を相当と認めたとき、不服申立のできる期間を経過した申立であるときは、その不服申立を却下する。

5 処分の通知

委員会は、処分を決定したときは速やかにその決定を日本ソフトテニス連盟会長に通知する。

6 この通知を受けた日本ソフトテニス連盟会長は、下記の処置をとる。

① 通知を受けた日から最初に開催される理事会にその当否を諮り、その承認を受けたときは当該支部に対しその処分内容を通知し、処分を受ける者に対して速やかに委員会の決定の趣旨に従った処置をとる。

会長は、理事会がこれを承認しないときはその旨救済審査委員会に通知する。

② 会長から理事会の不承認の通知を受けた委員会は、その処分の決定を再審議し、最終処分の決定をして会長に通知およびその趣旨の処置をとることを勧告する。

救済審査委員会から再審議による最終処分決定の通知および勧告を受けた会長は、当該支部に対してその処分内容を通知し、速やかにその趣旨に従った処置をとらなければならない。

③ 委員会の決定が第8条2の処分であるときは、会長は処分を受けた者に対してその通知を受けた日の翌日から2週間以内にその処分を受容するか否かにつき文書による回答を求め、その期間内に処分を受けたものから主文を受容する旨の回答がないときは、その旨を委員会に通知する。処分を受けたものから決定を受容する旨の回答がないときは、委員会はその決定を第8条1の処分に変更し、改めてこれを会長に通知する。この場合に会長は第8条1の処分を受けた者と同じ処置をとるものとする。

第12条（日本ソフトテニス連盟による各支部に対する通知および勧告）

1 日本ソフトテニス連盟会長は、同連盟およびその各支部によって本規程第8条1および同条2に定める処分がなされて確定したときは、速やかに各支部に対してその処分をした支部名、被処分者の氏名とその処分内容を通知し、その処分に定められた期間内において被処分者が各支部において役員に就任し、あるいはソフトテニスの指導にあたる

ことのないように配慮することを勧告する。

- 2 日本ソフトテニス連盟の各支部は、前項に定める通知および勧告を受けた被処分者を役員または指導者としてはならず、各支部に登録する団体に対して同趣旨の通知および勧告をしなければならない。

第13条（登録組織ないし団体による本規程違反者に対する処置）

- 1 日本ソフトテニス連盟およびその支部に加盟ないし登録する組織および団体は、本規程によって役員または指導者に就任することを排除されている者を役員または指導者に就任させてはならない。
- 2 日本ソフトテニス連盟およびその各支部は、前項の定めに違反して被処分者を役員または指導者に就任させている団体に所属する選手に対して、その主催するあらゆる競技大会および日本ソフトテニス連盟が加盟するあらゆる国際競技大会に参加することおよび代表選手にすることを拒否することができる。

第14条（各支部による違反団体所属選手の大会参加拒否手続）

- 1 日本ソフトテニス連盟の各支部長は、第13条の定めに違反して役員または指導者として排除された被処分者を役員または指導者としている団体のあることを認知したときは、速やかに救済申立処理委員会の委員長にこれを通知し、その違反団体に所属する選手の大会参加拒否の当否を諮問しなければならない。
- 2 前項記載の諮問を受けた委員長は、速やかに委員会を召集してこれを審議しなければならない。
- 3 本条に定める事案を審議する救済申立処理委員会は、下記のいずれかの処分を決定し、支部長に答申するものとする。
 - ①当該被処分者が役員または指導している期間および2年以内の期間を定めたその団体所属選手または違反した指導者の指導を受けた選手の大会参加拒否
 - ②第13条違反の事実が継続または反復するときは、①記載の処分を受けることがある趣旨の警告
 - ③違反の事実が認定できないときは不処分
- 4 本条3項の答申を受けた支部長は、直ちにその答申の趣旨による処分をしなければならない。この処分の通知には、不服申立ができることを添書しなければならない。
- 5 本条4項に定める処分を受けた組織ないし団体、選手は、この処分に不服のあるときは通知を受けた日の翌日から2週間以内に日本ソフトテニス連盟に対して不服申立書をその処分をした支部に提出して不

服の申立をすることができる。ただし、不服のこの申立は本条4項の定めによる処分の効力を停止しない。

この不服申立を受けた支部長は、これを2週間以内に一件記録を付して日本ソフトテニス連盟に送致しなければならない。

第15条（日本ソフトテニス連盟による違反団体所属選手の大会参加拒否に関する手続）

- 1 日本ソフトテニス連盟は、第13条の定めに違反した組織ないし団体に所属する選手に対して、同連盟の主催し、または同連盟が参加するあらゆる国際大会に参加することおよび代表選手とすることを拒否することができる。
- 2 日本ソフトテニス連盟の会長は、同連盟の処分に対して第13条の定めに違反している組織ないし団体を認知したときおよび第14条の定めにより各支部の処分を受けた組織ないし団体から不服の申立を受けたときは、速やかにこれを救済審査委員会の委員長にこれを通知し、その処分を諮問しなければならない。
- 3 前項記載の諮問を受けた委員長は、速やかに委員会を召集し、その処置を審議し、下記のいずれかの処置を決定して会長に答申する。
 - ① 連盟の処分に違反した組織ないし団体、選手に対しては、その所属する選手または違反した指導者の指導を受けた選手の2年以内の期間を定めた大会参加および代表選手となることの拒否。
 - ② 諮問を受けた事案につき、違反の事実が認められないときおよび処分の必要を認めないとときは不処分の決定。
- 4 本条に定める救済審査委員会の答申を受けた会長は、直ちにその答申の趣旨による処分をして、これを被処分者および各支部に通知しなければならない。

第16条（支部の決定に対する不服審査）

日本ソフトテニス連盟は、第14条の規程により各支部による処分を受けた団体および個人が申立てた不服申立について下記の処置をとる。

- 1 不服申立を受けた会長は、支部から送致された一件記録を添えてこれを救済審査委員長にこれを通知し、不服申立の当否と連盟のとるべき処置を諮問する。
- 2 会長から1項の諮問を受けた救済審査委員長は、速やかに委員会を召集して当該不服につき審査し、その結果により下記のいずれかの処分を決定して会長に答申する。
 - ① 不服申立に合理的な理由が認められるときは、その理由により支部

の処分の取消しと事案に相当と判断する第15条に定める処分。

② 不服申立に合理的な理由が無いと認めるときは、申立の却下の決定。

- 3 救済審査委員会から2号の答申を受けた会長は、速やかにその答申に従った処置をとり、これを不服申立事案の処置をした支部および当事者に通知する。

附 則

第17条 この規程は平成26年4月1日から効力を発するものとする。

ただし、日本ソフトテニス連盟およびその各支部は、平成26年3月31日までに委員の選任、救済申立担当者その他本規程の実施に必要な準備を整え、その救済申立受付窓口、申立方法などを周知させなければならない。

第18条 この規程に基づく救済審査委員会および救済申立処理委員会の処分は、この規程が発効した日以降に発生した違反事実について行うものとする。ただし、役員の選任、指導者の選定においてはこの規程の発効以前5ヵ年以内に発生した事実について考慮しなければならず、またこの期間に発生した実質的に指導基本規程に違反した事実により生じた損害について調停および勧告を行うことができる。

第19条 この規程による救済の申立ては無料とする。

当事者および当事者が依頼する参考人の日本ソフトテニス連盟、その各支部に出頭する費用は各自が負担するものとする。ただし、救済申立人が18才未満の者であるときは出頭する費用については連盟または支部が負担しなければならない。

第20条 この規程に定める救済審査委員会および救済申立処理委員会の委員および証人の交通費、日当その他運営に必要な費用は、これを設置する連盟会長または支部長がこれを定める。

以上

「指導基本規定違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反
救済審査委員会規程」（以下「救済委員会規程」と略称）

解 説

第1 第1条の解説—この規程とここに定める委員会設置の趣旨

- 1 このたび日本オリンピック委員会の主唱するところによって、各スポーツ組織はそれぞれスポーツの指導を受ける機会及び選手活動の機会に、選手が個人としての人格を侵されることを防止する処置を探ることになりました。これは、「指導における人格侵害の防止」と「侵害が生じたときにその被害を速やかに救済する」ことの双方の処置を必要としています。

日本ソフトテニス連盟（以下、日本連盟と略称）でも「日本ソフトテニス連盟指導基本規程」を定めるとともに、その実効を確保し、違反事案を救済する制度を設置する必要があり、これを担当する機関としての委員会を設置し、その職務を明らかにするためにこの救済委員会規程を制定することにします。

- 2 日本連盟（中央）の委員会と各支部（都道府県連盟等）の設置する委員会指導基本規程に違反した事案が発生した場合に、その被害者が日本連盟に被害とその救済を申立てることは、東京及びその近県在住者で無い限り非常に困難になります。

また、被害と救済の申立を受けた日本連盟としても、事実の調査や実態の確認をするためには全国各地に委員を派遣することも困難を生じ、件数が多くなると不可能な事態も生じます。

◎ 特にこうした人間関係の実態調査には、当事者本人の説明だけではなく、見聞している第三者からの事情聴取、現場の状況と環境などを詳細に調査する必要があり、その調査も書類や伝聞（又聞き）ではなく「委員が直接に確認する「直接主義」を原則とする必要があります。

さらに、「指導基本規程」に違反した扱いを受けていても年少者や「職場での弱者」のように、その被害と救済を申出することができないか非常に困難を伴なうこともあります。こうした事案や状況は中央の連盟にいる委員では把握しかねます。

これは指導基本規程の実効を確保して、「アスリートの尊厳を護る」「スポーツの世界において個人の尊厳を護り、スポーツを学び、スポーツを健全な趣味とする」ことを実現するには、各支部（都道府県連盟等）が中心になって指導基本規程を運用する必要があります。

このように、指導基本規程の実効を保った運用は、必然的に各支部の意欲ある積極的な活動を必要とし、またその実効を發揮するために各支

部がそれぞれ特徴ある工夫を重ねられることは望ましいことですが、日本連盟の定めた一つの規程の適用ですから、その適用の結果は全国的に公平である必要があり、指導基本規程とこの救済委員会規程の運用を統括する機関が必要になります。

また、当事者が、事実の認定や規程の解釈などその適用の結果に不満をもつこともあります。そうした場合には不適切や誤りの有無を再度審査する制度を持つことが適切です。

さらに、日本連盟は、全国的な大会を主催し、また国際大会に代表選手を派遣しています。こうした場合に、全国的な規模の大会の機会、或いは国際大会とその強化訓練等や各種事業の機会で発生する事案については、各支部の委員会が担当することは適さず、日本連盟自体が対処することに適しています。

このために、日本ソフトテニス連盟に指導基本規程違反救済審査委員会（以下「救済審査委員会」と略称）を設置します。

第2 第2条の解説—救済審査委員会と救済申立処理委員会の職務

- 1 第2条は、上記の趣旨による各支部の設置する「救済申立処理委員会」と日本連盟の「救済審査委員会」の担当する職務を規定したものです。
1-1及び1-2は特に説明の必要は無いでしょう。
1-3の「現認」とは、日本連盟に各支部から送られてくる事案以外に、日本連盟に直接通報があったり、日本連盟の委員が直接見聞してこの規定による対応が必要であると認めた場合です。
- 2 この委員会の職務については、国家権力による強制力はもたないので、相手方指導者の指導行為を停止させたり損害の賠償を強制力をもって実現する場合は、一般の裁判手続を探ることになります。

この委員会が担当して支部として行う救済は、調停と勧告にとどまり、これを受け入れるか拒否するかは当事者の意思によります。

しかし、こうした紛争は、速やかに解決しないと、双方に回復できない歳月の喪失という損害が生じます。特にスポーツ選手は、年齢による体力の影響を大きく受け、しかも努力の成果を發揮する大会の機会は少ないので被る損害は回復不能な場合が多くなります。

こうした損害を避けるために、ここに定める調停と勧告の制度は貴重であり、尊重されなければなりません。

また、こうした被害の発生を一般的にできるだけ防止するために、組織としての処分が重要になります。「処分」についての説明は後に詳述します。

第3 第3条の解説—救済申立者とその方法

誰が救済の申立ができるか、その申立の方法を定めています。

この3項に、「18才未満の者」との記載があり、第4条など他の条文でも「18才未満の者」について特別扱いにする文言を定めているので説明しておきます。

国連の作った条約で、通常「子どもの権利条約」と呼ばれている条約があり、政府訳は「児童の権利に関する条約」と訳されています。この条約は日本国も批准しており、そこに定められた権利は日本に居住する18才未満の子どもに保障されています。

この条約が作られた趣旨は、「子どもは、肉体的にも精神的にもまだ未成熟だから、両親など法定の保護者、親族、地域の住民、地方自治体、最終的には国が、それぞれの子どもがその社会の社会人として成長できるように援助しなければならない」ということを定め、子どもにはその援助を受ける権利が有り、上記の子どもの身のまわりの人々と国はその義務を負担することになっています。簡単にいえば、「子どもは、国や自治体、大人（おとな一成人）みんなで護らなければならない」ということです。その「子ども」が「18才未満の者」ということになっています。

この条約では、すべての子どもに「教育を受ける権利」「健全なレクリエーションの機会」を保障しなければならないとともに、「あらゆる形態の虐待から護られる権利」を保障しています。

指導基本規程に違反する指導の下に置かれている18才未満の子どもは、上記の条約に違反した状態に置かれている惧れがあり、これに気付いた成人は、その子を救済するか、救済するに適当な機関に通報しなければならないことになっているので、この救済規定でもその趣旨に適合した扱いとしています。

本条の文中に「指導基本規程普及委員」については第7条で解説します。

第4 第4条の解説—違反事案の申告

本条は、「指導基本規程」に違反する状態が発生しているにもかかわらず、その被害者から救済の申立が提出されていない場合を想定した規定です。

「指導基本規程」が遵守されて、これに違反した状態が発生しないことは、ソフトテニスが健全なスポーツとして発展するために必要であり、言い換えれば「指導基本規程」が遵守されることは日本連盟及びその各支部の全体の利益です。

したがって、その違反が発生していれば、違反による被害者の救済という目的を超えて、日本連盟としても各支部としてもその根絶に取り組

まなければなりません。そのことが違反事案の発生の予防にもなります。

この条項は、そのために被害者が救済を求めるのでなくとも、日本連盟及び各支部に違反事実を通告してくれることとこれに取組む処置を規定しています。

日本連盟は、これまでにも被害者以外の人々から、特に子どもが体罰など不適当な指導によって被害を受けている通報を受けたことがあり、調査して関係者に忠告するなど善処してきましたが、人員的にも遠隔地の場合は充分な対応が困難でした。

被害者以外の人々の良識と日本連盟及び各支部の活動によって「指導基本規程」の徹底を図るものです。

第5 第5条の解説—連盟の「救済審査委員会」の解説

これは日本連盟が中央に設置する「救済審査委員会」の構成と職務を定めた条項です。

委員会の構成や職務については詳細に規定しているので特に説明を要する事項は有りません。

第6 第6条の解説—各支部が設置運用する「救済申立処理委員会」の構成と職務を定めたものです。

これも詳細に規定していますから、特に説明の必要な部分は無いでしょう。

第7 第7条の解説—「普及委員」について

このたび日本連盟が制定する「指導基本規程」及びこの「救済申立処理委員会及び救済審査委員会規程」はインターネットや日本連盟の発行する機関誌「ソフトテニス」の誌上に掲載するなど周知に務めますが、それだけではソフトテニス関係者及び愛好者に知られ理解されることは困難です。特に子ども達に理解してもらうためにはこうした報道だけではほとんど期待できません。

さらに現実に違反による被害が発生したときに、その救済を求める手段をとることは困難を伴なうでしょう。

そこで、このような問題に対処するために、この制度の周知を図るとともに規程違反を受けている人の相談に応じ、また救済手続を手助けしてあげる人があれば貴重な存在になります。

「普及委員」はこのような期待にこたえる制度です。

救済を必要とする人の便と支部内の実情を把握するために、少なくとも各支部を地理的に四分し、4人以上を配置することが望ましいでしょう。

「指導基本規程」の内容は、良識を持った指導者・教師の職にあつ

た人々は、長年にわたって研究し実行して来られたことですから、そうした経験者の方々にお願いできれば好ましいでしょう。

第8 第8条の解説—委員会の処置及び処分

処置と処分の具体的な内容は詳しく書いてあるので特に説明を重ねる必要は無いと思います。

念のためにこうした処置及び処分をする目的と実施に当たって注意していただく点を付言しておきます。

- 1 こうした処置と処分をする目的は、違反者に対して「懲罰」を加える趣旨ではありません。

違反による被害を受けた人にとっては、多くの場合に「回復できない（取り戻すことのできない）尊い歳月を失ったことになりますから「加害者に対して懲罰」を求める感情が起こることは理解できますが、当連盟は公益財団法人として存在し活動しているのであり、その活動目的に「懲罰」は含まれていません。

「懲罰」を求めるときは、民事罰としての損害賠償、刑事罰なら警察や検察庁に対する告訴など一般の法律による手続きをとって下さい。

ここに定める処置と処分は、当連盟が公益財団法人として「ソフトティニスの活動の場から、その指導を受ける人々の『個人としての尊厳』が護られ、これを侵害する事実を排除しなければならない」ことを目的としています。

- 2 処置及び処分の規定の適用に当たって最も大切なことは、「事実を認定」する場合も「処分の軽重」を選択する場合も当事者双方に「公平」であることに特に留意して下さい。

「処分」が「公平である」か「不適切な間違いがあるか」は、常識で比較的に容易に判断できます。

しかし、「処分」を決定するに先立って「どのような事実があったか」を認定することになりますが、実はこれに間違いが起りやすいのです。

この「事実の認定」にあたって、特に当事者の主張が対立しているときは、

- 先入観を持たない
 - 感情を入れない
 - 当事者の主張していることを正確に理解できているか、また当事者が委員の質問の意味を正確に理解して答えているか（当事者の一方が表現力の充分でない子どもなどの場合には特に注意が必要）
- の3点に留意して下さい。

「公平を常に堅持する」ことは実は大変難しい課題です。しかし日本連

盟と各支部の信頼と権威、この制度が成功するか否か、ひいてはソフトテニスが多くの人々に愛されるスポーツとして健全に発展するために最も大切なことでしょう。

第6項の「緊急処置」について

凡そそれぞれの事案について、審理を尽すことは、当事者双方及び参考人の証言を聴取するなどを必要とするので通常数ヶ月以上の期間を要するものと推定されます。この間に指導基本規程違反による被害が拡大する惧れがあるので、これを防止するための規定です。処置の性質は「勧告」ですから強制力は伴ないませんが、勧告を尊重せずに被害が拡大したようなことがあれば、最終的な処分で厳正に対処することが適切です。

第9 第9条の解説一処分の通知と勧告

- 1 この委員会は支部の機関ですから、委員会の決定する処分は支部が行うことになり、その代表者である支部長名で行うことになります。
したがって、委員会は支部長にその決定を送り、決定に従った処置を探ることを求めることがあります。
- 2 委員会の決定を受けた支部長は、支部の理事会にその当否を諮り、異存が無ければ委員会の決定を執行します。

支部長から委員会の決定の当否について諮問を受けた理事会の議において異論が多数を占めたときは、支部長は理事会の異論の理由を明らかにして委員会に返送して、その点の再考を求めます。

これは、委員会が少数者により構成されるので、慎重を記した処置です。

委員会は、この返送を受けたときは事案の決定を再審議してその結果を支部長に再送します。再送された委員会の決定については理事会も支部長の拒否する権限はありません。

- 3 支部長は、このような手続を経て最終的に支部の決定となった処分を事案の当事者に通知し、その通知には必ず日本連盟の救済審査委員会に不服の申立ができることを付記しなければなりません。

通常は、「申立人が被害者、相手方が違反者」という構造ですが、事案によっては第三者によって申立てられることもありますから、この場合には支部長は「申立人、違反者、違反による被害者」の三者に通知することになり、不服申立ができる者もこの三者となります。

事案が匿名の通報を発端として支部が調査して立件した場合には、特に匿名者を調査して通知する必要はありませんし、その匿名者は不服申立をできないものとします。

第10 第10条の解説一不服申立の手続及び期間

不服申立の方法と期間を定めたもので、特に解説の必要は無いでしょう。18才未満のものから口頭の不服申立を受けた普及委員は、「不服申立の聴取書」を作つてもらう必要があります。この聴取書は、規定に照らして構成する必要は無く、本人の言い分をありのままに記載したものが好ましいでしょう。ただし、本人に表現力が充分がない場合が予想されますから、普及委員は本人に対して決定で認定されている事実の一つ一つについて不服の有無を、また認定漏れの事実の有無、処分の軽重に不満があるときはその理由を逐一判りやすく質問して確認する必要があります。

第111 第11条の解説—日本連盟の救済審査委員会の職務と処理

日本連盟に設けられる「救済審査委員会」の職務と日本連盟会長の処置について定めています。

審議方法、委員会が決定する処分については詳細に規定しており、特に解説の必要はないでしょう。

救済審査委員会の決定も、第9条で解説したように連盟としての処分ですから、日本連盟が行うことになり、その代表者である日本連盟会長の名で執行します。

ただし、救済審査委員会の決定についても、第9条の救済申立委員会の場合と同じく慎重を期して日本連盟会長は当否を理事会に諮り、理事会に異論があるときは委員会で再審議することになっています。

第112 第12条の解説—日本連盟から各支部に対する通知と各支部の義務

各支部が行った救済処置決定の不服審査の結果を知らせるとともに、指導基本規程に違反したとする認定があったときは、決定された処分に合わせて違反者を役員及び指導者から排除し、さらに第13条及び第14条に定める処置を探るための通知です。

第113 第13条の解説—違反者の役員及び指導者からの排除

「指導基本規程」と、この「救済申立処理委員会規程」は、日本連盟の傘下にあるソフトテニス活動において、「指導基本規程」に定めた事項が遵守されることにより、ソフトテニスが健全なスポーツとして発展し、また社会的な教育及びレクリエーションとしての使命を果すこと目的にしています。

この二つの規程の実効を確保し、目的を実現するために指導基本規程違反者をソフトテニスの場から排除する必要があり、この規程は日本連盟及び各支部にその義務があることを明らかにしたものです。

第114 第14条の解説—各支部の「違反者排除」の処分が遵守されないときの処置

各支部が「指導基本規程」に違反していると認定して、その役員あるいは指導者として排除を決定する場合は、最も重大な違反状態を認定しているのですから、その認定を受けた者を指導者や役員にしている団体が日本連盟や支部の「排除」の勧告を無視して排除しない場合には、その被害が継続する危険があり放置できません。

また、そうした非人間的な指導の下に練習させられた選手が一時的に「試合に強い」選手になることがあります。健全な環境の下で育つ一般の選手が、こうした選手と同じ大会で競うことは一般の選手に不利であり、またソフトテニス界全体のためにも有害です。

「指導基本規程」とこの規程の実効を確保することと、こうした不公平及び被害を防ぐために、日本連盟及び各支部の可能な唯一の方法としてこの大会参加拒否の制度を設けています。

適用の方法及び適用された団体などからの不服申立については詳細に規定しています。

第15 第15条の解説—大会参加拒否に関する日本連盟の処置

趣旨は第14条に解説したとおりで、これに関して日本連盟の会長及び救済審査委員会の行う職務を定めています。

第16 第16条の解説—第14条関係の日本連盟の救済審査委員会の処置

支部の決定に対する不服申立について日本連盟の救済審査委員会の職務と処置を定めています。

第17 附則について

この制度は、平成26年4月1日から施行することを予定しています。各支部に置かれては、準備期間が少ないので恐縮ですが日本オリンピック委員会も「速やかな対応」を希望しており、準備に勤んで下さい。

各支部で選任していただく委員及び担当者は、この規定に定めている

救済申立処理委員会委員	3名—5名
-------------	-------

普及委員	4名以上
------	------

事務局担当	1名以上
-------	------

となります。

以 上

救済申立処理委員会記録（用紙）

申立年月日

年　　月　　日（午前・午後）　　時

申立受理担当職員	(署名)	印
委員長	(署名)	印
主査委員	(署名)	印
委員	(署名)	印
委員	(署名)	印

第1 当事者の表示

申立（申告）人

住所

氏名

生年月日

職業

連絡方法

TEL

FAX

所属団体名

救済を要する者及び相手方との関係

相手方

住所

氏名

生年月日

職業

連絡方法

TEL

FAX

所属団体名

役職及び救済を要する者との関係

第2 申立の事実（指導基本規定違反事実）

1 事実発生の日時及び場所

2 違反事実及び指導基本規程違反条項

3 被害の内容及び被害状態（被害者本人のみならず他の選手に対する影響の状態を含む）

第3 相手方（指導者・役員）の認否及び説明

第4 争点の整理

1 事実主張の争点

2 指導基本規程適用（解釈）の争点

委員会開催及び調査記録

第1 委員会開催一覧表

第2 調査活動一覧表

1 申立本人（保護者を含む）に対する事情聴取

2 相手方本人に対する事情聴取

3 参考人に対する事情聴取

① 参考人氏名・日時・場所

② 参考人氏名・日時・場所

•

•

③ 参考人氏名・日時・場所

•

•

•

4 実地調査乃至実況検分

① 年月日及び場所、参加委員及び職員

・

・

・ 結果

②

・

・

・ 結果

5 調査結果整理表

A 申立人（申告者）の主張を証する資料

B 被申立人（相手方）の主張を証する資料

第3 委員会が認定した事実

第4 認定事実に対する指導者基本規程の適用条項

第5 決定（処分）

当委員会は、本件申立事件につき上記の調査及び審議結果に基づき別紙のとおり処分を決定する。

(決 定 書 書 式一支部長宛)

平成 年 月 日

指導者基本規程違反救済申立事件 平成 年第 号

日本ソフトテニス連盟〇〇（都道府県）支部長

〇〇（都道府県）ソフトテニス連盟会長

殿

日本ソフトテニス連盟〇〇県支部

指導者基本規程違反救済申立処理委員会

委員長

印

決 定 書

当委員会は、被申立人（被申告者）を日本ソフトテニス連盟指導者
基本規程違反救済申立処理委員会規程に基づき下記の処分とする。

処 分

適用条項

以 上

(決定通知書式一都道府県連会長(支部長)から当事者宛)

決 定 通 知 書

指導者基本規程違反救済申立事件 平成 年 第 号

申立人(申告者) 殿

被申立人(被申告者) 殿

日本ソフトテニス連盟〇〇支部は、表記の事件につき下記のとおり
決定したので通知します。

平成 年 月 日

日本ソフトテニス連盟〇〇(都道府県)支部長

〇〇県ソフトテニス連盟会長

印

決 定

被申立人を、後記認定事実及び適用条項に基づき下記の処分とする。

処 分

処分理由

1 当支部が認定した事実

2 指導者基本規程適用条項

3 指導者基本規程救済申立処理委員会規程適用条項

「不服申立」

この決定に不満があるときは、この通知を受取った日の翌日から 1

